

平成20年9月10日

## ダガーナイフをはじめとして凶器として使用されるおそれのある 刃物の製造、販売及び輸入に関する実態調査の結果について

6月16日付けで関係業界に対して要請したダガーナイフをはじめとして凶器として使用されるおそれのある刃物の製造、販売及び輸入に関する実態調査について、結果を以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

### ．調査の内容と結果の概要

#### 1．調査の内容

##### (1) 調査項目

ナイフの「種類」

ナイフの種類に応じた「事業者数」(製造、販売及び輸入別毎)

ナイフの種類に応じた製造、販売及び輸入に関する「量及び金額」  
(平成19年実績ベース)

ダガーナイフをはじめとして凶器として使用されるおそれのある刃物の販売時における身分確認その他の取組み実施の有無及びその具体的な内容

ダガーナイフ以外に、次のようなものを含む。

- ・グルカナイフ(ククリナイフ)、サバイバルナイフ、バタフライナイフ
- ・軍事目的で製造され、又は製造されたことをうかがわせる名称(コンバットナイフ、アタックナイフ、タクティカルナイフ、コマンダーナイフ、ミリタリーナイフ等)で販売されており、殺傷能力が高く、社会的有用性が希薄であると考えられるもの

##### (2) 調査実施団体(要請先)

40団体(加盟組合員等:合計5,789事業者)及びインターネット関連の21事業者(1,244事業者) <別添>

#### 2．結果の概要

##### (1) ダガーナイフ

事業者数(製造、販売及び輸入別)

- ・製造している事業者は7社(刃物製造事業者7社)
- ・販売している事業者は25社(刃物製造事業者8社、刃物卸事業

- 者7社、狩猟関連事業者1社、インターネット関連事業者9社)
- ・輸入している事業者は6社(刃物卸事業者4社、インターネット関連事業者2社)、

注) 販売事業者25社には製造事業者7社及び輸入事業者6社を含む。

量及び金額(平成19年実績ベース)

- ・製造は14,284本/2,636万円(輸出を含む)  
輸出を除いた国内向に限ると376本/61万円
- ・販売は17,529本/3,660万円(輸出を含む)  
輸出を除いた国内向に限ると3,487本/1,015万円
- ・輸入は5,044本/1,533万円。

## (2) その他のナイフ( )

事業者数(製造、販売及び輸入別)

- ・製造している事業者は15社(刃物製造事業者14社、狩猟関連事業者1社)
  - ・販売している事業者は94社(刃物製造事業者15社、刃物卸事業者12社、スポーツ用品関連事業者5社、狩猟関連事業者23社、小売関連事業者6社、通信販売関連事業者1社、インターネット関連事業者32社)
  - ・輸入している事業者は12社(刃物製造事業者1社、刃物卸事業者4社、狩猟関連事業者3社、インターネット関連事業者4社)、
- 注) 販売事業者94社には製造事業者15社及び輸入事業者12社を含む。

量及び金額(平成19年実績ベース)

- ・製造は2,200本/5,181万円(輸出を含む)  
輸出を除いた国内向に限ると896本/830万円
- ・販売は37,530本/12,750万円(輸出を含む)  
輸出を除いた国内向に限ると36,075本/8,324万円
- ・輸入は3,726本/1,593万円。

注) 販売には、製造・輸入の本数で計上しているタイプ以外のナイフ(フィッシュナイフ、アウトドアナイフ、キャンプナイフ等:28,988本/4,896万円)が含まれる。

( ) 次のようなものは含まれない。

- ・包丁、はさみ、カッターナイフ等日用家庭用品として広く一般家庭で使われており、専ら居宅でのみ使用されるもの

- ・ 鉋、鎌、斧等農工具、大工道具等として業務用に広く使われているもの
- ・ ツールナイフ（十徳ナイフ）

### （３）販売時における具体的な取組み（主な例）

- ・ 運転免許証等の身分証明書の提示を求めている。（未成年者へは販売しない。）[スポーツ用品関連事業者等]
- ・ 電話やはがきでの注文の際には口頭で又ははがきの年齢欄に必ず記入してもらい年齢確認をした上で販売している。  
[通信販売関連事業者等]
- ・ 銃刀法の説明（携帯の禁止等）をしつつ販売している。  
[狩猟関連事業者等]
- ・ 狩猟用として販売しているため一般人には販売していない。狩猟登録を有している者にのみ販売している。  
[狩猟関連事業者]
- ・ 取扱注意の印刷物、しおりを商品に同封。別途、店頭・店内にも掲示し、その取り扱いに関する注意喚起を行っている。  
[刃物製造・卸事業者]

#### ・ 今後の対応

経済産業省としては、これらの調査結果等を踏まえて、引き続き銃刀法を所管する警察庁と連携しつつ必要な対応について検討してまいります。

なお、今回の調査の結果、販売時における身分確認その他の取組みがなされていない事業者が94事業者中23事業者（約24.5%）いたことから、関係業界団体等を通じ全ての事業者に対して、改めて凶器として使用されるおそれのある刃物の販売時における身分確認その他の取組みについて求め、これを徹底するよう要請する予定です。

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局日用品室長 高辻 育史

担当者：池田、高橋

電 話：03 - 3501 - 1511（内線 3891～5）

03 - 3501 - 1705（直通）